

平成28年第8回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成28年11月25日(金)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
(町長招集あいさつ)
- 第 4 議案第51号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 5 議案第52号 平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第53号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 7 議案第54号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第55号 平成28年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第56号 平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第10 議案第57号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第58号 永平寺町防災行政無線整備工事の請負変更契約締結について
- 第12 陳情第 3号 県民の利便性を最優先に、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択について
- 第13 陳情第 4号 教員の働き方の改善に関する意見書採択について
- 第14 議員派遣の件

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

1番	上坂久則	君
2番	滝波登喜男	君
3番	長谷川治人	君
4番	朝井征一郎	君
5番	酒井要	君
6番	江守勲	君
7番	小畑傳	君
8番	上田誠	君
9番	金元直栄	君
10番	樂間薫	君
11番	川崎直文	君
12番	伊藤博夫	君
13番	奥野正司	君
14番	中村勘太郎	君
15番	川治孝行	君
16番	長岡千恵子	君
17番	多田憲治	君
18番	齋藤則男	君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充	君				
副町	長	平野信二	君				
教	育	長	宮崎義幸	君			
消	防	長	竹内貞美	君			
総	務	課	長	山下誠	君		
財	政	課	長	山口真	君		
総	合	政	策	課	長	太喜雅美	君
会	計	課	長	酒井宏明	君		
税	務	課	長	歸山英孝	君		

住 民 生 活 課 長	野 崎 俊 也 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課 長	小 林 良 一 君
商 工 観 光 課 長	川 上 昇 司 君
建 設 課 長	平 林 竜 一 君
上 下 水 道 課 長	清 水 昭 博 君
永 平 寺 支 所 長	山 田 幸 稔 君
上 志 比 支 所 長	酒 井 健 司 君
学 校 教 育 課 長	坂 下 和 夫 君
生 涯 学 習 課 長	山 田 孝 明 君
国 体 推 進 課 長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐々木 利 夫 君
書 記	多 田 和 憲 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月16日、町長より平成28年第8回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご参集いただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますこと、心より厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますよう、お願いを申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより平成28年第8回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、14番、中村君、15番、川治君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、11月25日から12月15日までの21日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、11月25日から12月15日までの21日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほ

どをお願いをいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

平成28年第8回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

ことしも残すところあとわずかとなり、本格的な冬の到来を感じさせる季節となりましたが、議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。

第8回定例会のご案内を申し上げましたところ、ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

大学や地域との連携について申し上げます。

今月9日に、福井県立大学と地域活性化や教育に関する包括的連携協定をさせていただきました。学生が地域の課題解決に向けた現地での調査、研修やインターンシップを行うほか、住民が大学で専門教育を学ぶなど、幅広い分野で交流を進めてまいります。また、町が直面する空き家活用や地域や産業振興などの課題に対し、教員の皆様からの専門性を生かした助言をいただくほか、大学のある町として、医療・福祉、地域経済、生涯学習等の専門知識を、ほかにはない大きなメリットとして町政に生かしてまいりたいと思います。

本年4月から、自主運営となった永平寺町未来会議より、本日、四季の森文化館において、国際交流、健康づくり、おもてなし、地域の活性化などの提案を発表していただくこととなっております。いろいろなご提案をお聞きして参考にさせていただきます、新しい政策や地域を磨くモデル事業として生かしていきたいと思っております。

防災について申し上げます。

先月16日から、町内6ブロックの自主防災組織連絡協議会による広域連携の防災訓練を順次行ってまいりました。幼児から高齢者までたくさんの皆様にご参加をいただき、訓練の目的の一つでもある、地域コミュニティの機能強化や、まずは身の安全を確保する場所となる避難所の確認等をしていただけたと思いま

す。

防災にやり過ぎはありません。今回の訓練を通し改善点も確認されたことと思いますので、町も情報を収集して自主防災組織連絡協議会とともに検証を行い、もしもに備えるためにしっかりと対応してまいります。

また、福井大震災語り部の会628の皆様には、町内の高齢者から寄せられた体験をもとに、当時の火災で倒壊した建物や混乱した状況の紙芝居を制作していただき、日ごろからの防災意識や人と人とのきずなの大切さを伝える活動を進めておられ、町も自主防災の大切さや防災意識の高揚に向け、連携して取り組んでまいります。

新年度当初予算について、基本的な編成方針について申し上げます。

本町においては、合併以降取り組んできた行財政改革により財政健全化が進んでおりますが、財源確保の面では、平成28年度から普通交付税の合併算定替え措置の段階的削減が始まっており、平成33年には措置が廃止されることから、今から将来にわたる健全財政に取り組む必要があると認識しております。

このような財政状況の中であっても町民の安全、安心な生活を確保するため、町政の直面する行政課題や計画事業を着実に実施していかなければならないと考えております。

人口減少や少子・高齢化への対策をしっかり行い、子育て世代の支援を引き続き行うほか、新たな雇用機会の確保に向け、町に投資を呼び込み、働く場がふえ、将来につなげていく必要があります。こうしたさまざまな状況変化や財政状況を認識した上で歳入歳出のバランスを図りつつ、継続事業の着実な推進や新たな計画に基づく事業の展開など重点的、効率的な予算配分を行い、将来にわたる財政健全性の確保を着実に推進する予算編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、この冬の除雪対策について申し上げます。

気象庁の長期予報では、日本海側の降雪量は平年並みと予想されており、25日は町職員を、28日には町内の委託業者を対象とした除雪会議を開催し、除雪体制に万全を期するよう確認を行ったところであり、町管理道路の除雪を行い、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

次に、子どもたちの活躍について申し上げます。

上志比中学校吹奏学部が中部日本吹奏楽コンクール本大会の小編成の部において金賞を受賞されたほか、永平寺龍童太鼓が太鼓祭日本一決定戦の西日本大会で優勝され、さいたま市で開催される全国大会への出場が決まっております。また、

永平寺中学校の古崎君は全国障害者スポーツ希望郷いわて大会においてアーチェリー競技で優勝されました。

また、来年開催される福井しあわせ元気国体のプレ大会まで1年を切り、開催に向け、花いっぱい運動をお願いしておりますが、このほど、上志比中学校、御陵小学校、志比北小学校が学校花壇コンクールで入賞をしております。学校ごとに花壇のテーマを設けて、夏の暑い時期から水やり、草むしり等に取り組んできた頑張りが評価されたものと思います。

来年8月に国体のプレ大会の開催を予定していますが、まち全体を花いっぱい装飾し、全国から永平寺町に訪れる選手や応援の皆様を温かく迎えるため、学校を初め町民の皆様とともに、まちを美しくする運動のご協力をお願いしたいと思います。また、頑張る町の子どもたちの支援もしっかりと取り組んでまいります。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

補正予算につきましては、一般会計の補正予算において、国の補正予算に対応した臨時福祉給付金事業、町営住宅改修工事の増額や、永平寺町魅力発信交流施設えい坊館のオープンに向けた各種経費の増額、学校施設の改修、幼稚園施設の長期保全・再生計画に基づく実施設計委託料、人事異動及び給与改定に伴う人件費の減額等を計上しております。

以上により、一般会計補正予算の総額は6,256万7,000円となった次第です。これら歳出の財源となります歳入では、国庫支出金、県支出金、寄附金等により措置をしております。

次に、国民健康保険事業特別会計を含む4つの特別会計と上水道事業会計の補正予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計補正予算は、制度改正に伴うシステム改修や一般被保険者高額療養費の増額を計上しております。

介護保険特別会計補正予算は、住宅改修の支援の件数が増加したことから負担金等を計上しています。

下水道事業特別会計補正予算は、平成27年度決算に基づく消費税納入額の精算による減額を計上しています。

これら特別会計の歳入の財源につきましては、国庫支出金、県支出金、他会計繰入金、繰越金等を充てることとしております。

また、上水道事業会計補正予算では、消火栓移設工事や上水道添架管移設工事

を計上しており、これらの歳入の財源では、受託工事収益、他会計負担金を計上しております。

次に、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に基づく職員給与、寒冷地手当の廃止、扶養手当の見直しに伴う一部改正等について上程をいたします。

そのほか、防災行政無線整備工事の請負変更契約を締結していますので、地方自治法及び条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、定例会に提案いたします議案等につきまして、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の開会に当たり、所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町政発展に向けて、一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 議案第51号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第5 議案第52号 平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第53号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第54号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第55号 平成28年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第56号 平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第4、議案第51号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてから、日程第9、議案第56号、平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの6件を一括して議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第51号から日程第9、議案第56号までの6件を一

括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第51号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算から議案第56号、永平寺町上水道事業会計補正予算までの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第51号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算について申し上げます。

歳出におきまして、国の補正予算に対応した事業費の増額や、永平寺町魅力発信交流施設えい坊館のオープンに向けた各種経費の増額、人事異動及び給与改定に伴う人件費の減額等により、総額6,256万7,000円の税額補正をお願いするものでございます。

財源となります歳入では、国庫支出金、県支出金、寄附金等により措置をしております。

次に、議案第52号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、平成27年度の精算に伴う国庫及び県支出金への返還金、及び一般被保険者高額療養費の不足分等を増額補正するものでございます。

議案第53号、永平寺町介護保険特別会計補正予算については、住宅改修の件数が増加したことにより居宅介護住宅改修費負担金に不足が生じたため、増額補正するものでございます。

議案第54号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算及び議案第55号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、平成27年度決算に基づく消費税納入額の減額等により、減額補正するものでございます。

議案第56号、永平寺町上水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出及び資本的支出において消火栓移設工事や上水道添架管移設工事の必要が生じたこと等により、増額補正するものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 議案第51号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第56号、平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算につ

いてまでの補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第51号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,256万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,680万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、4ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1一般管理費の給料282万7,000円の減額など人件費関係については、人事異動及び人事院勧告に沿った職員給与費の補正等により、各費目において職員給与費等が増減しております。一般会計全体では3,903万6,000円の減額となっております。

また、委託料346万8,000円は、ふるさと納税の目標額を当初の500万円から1,000万円とし、納税促進に向けての運営業務費用を計上するものでございます。

12ページをお願いします。

目5企画費では、ふるさと創造プロジェクト事業において、永平寺町魅力発信交流施設えい坊館の落成式典経費や施設備品、管理運営費等、合わせて370万2,000円を計上しております。

また、工事請負費では、えいへいじ産学官協働プラットフォーム構築事業において、現在、セミナー、ゲストハウス施設への改修を実施している東諏訪間地区地係の古民家の駐車場等施設周辺の整備工事として662万1,000円を計上しております。

13ページをお願いします。

上段の目9防災費の補助金186万7,000円は、自主防災組織の活動を促進させるため、自主防災訓練啓発活動等に対する補助金として自主防災組織活動費補助金44万5,000円、及び避難・救助用資機材に対する補助金として自主防災組織資機材整備費補助金142万2,000円を計上するものでございま

す。

15ページをお願いします。

款3民生費、目1社会福祉総務費では、経済対策の一環として、平成29年4月から消費税引き上げ前の平成31年9月までの2年半分の臨時福祉給付金を一括支給するための費用で、給付金システム改修や封入封緘業務の委託料として564万7,000円、臨時福祉給付金が3,807万円など、臨時福祉給付金支給事業4,449万4,000円を計上するものでございます。

16ページをお願いします。

下から2目めの目3児童措置費521万6,000円は、子ども医療費の助成件数及び1人当たりの助成金額が増加傾向にあることから、不足分として事務手数料5万6,000円、扶助費516万円を計上するものでございます。

17ページをお願いします。

上段の目4児童福祉施設費の委託料360万円は、永平寺町幼児園・幼稚園施設長期保全再生計画に基づき、平成29年度に実施を予定している改修工事の設計業務費を計上するものでございます。

20ページをお願いします。

款8土木費、目3道路新設改良費の委託料993万7,000円は、国の第2次補正により交付金の追加配分がありましたので、来年度予定しておりました橋梁長寿命化計画策定業務を前倒しして実施するため計上するものでございます。

また、下段の目1住宅管理費の委託料103万4,000円と工事請負費3,805万9,000円も同じく、国の第2次補正により交付金の追加配分がありましたので、来年度予定していた松原団地B棟の改修を前倒しして実施するため計上するものでございます。

22ページをお願いします。

2段目の款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費の委託料697万5,000円は、学校施設長期保全再生計画に基づき、平成29年度に実施を予定しております松岡小学校南校舎棟の改修工事に係る設計業務費を計上しております。

次に、主な歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをお願いします。

款13国庫支出金、目2民生費国庫補助金3,747万4,000円は臨時福祉給付金支給事業の財源として、また目6土木費国庫補助金2,595万7,0

00円は国の第2次補正により追加配分がありました社会資本整備総合交付金を計上するものでございます。

款14県支出金、目1総務費県負担金197万6,000円は、県への派遣職員の給料、手当等の県負担額が確定したため計上するものでございます。

同じく款14県支出金、項2県補助金は、ふるさと創造プロジェクト事業、子ども医療費助成事業、木造住宅耐震化促進事業等の財源として県補助金を計上するものでございます。

10ページをお願いします。

下段の款19諸収入、目1雑入44万3,000円は、小舟渡土地改良区総代選挙の事務委託金でございます。

なお、上段の繰越金では、人件費等の減額により一般財源が減額となったことから、前年度繰越金1,191万3,000円の減額を計上しております。

以上、議案第51号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第52号、平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の30ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,521万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億564万7,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、31ページから32ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

36ページの歳出から申し上げます。

款1総務費、目1一般管理費の負担金129万6,000円は、平成30年度からの広域化に向けて必要となるシステム改修費を計上するものでございます。全額国庫補助対象となりますので、歳入で同額を計上しております。

款2保険給付費、目1一般被保険者高額療養費の負担金2,858万円は、上半期等の実績等を考慮した結果、不足が見込まれるため、不足分を計上するものでございます。なお、財源としまして、国庫支出金、県支出金、前年度繰越金を計上しております。

款9諸支出金、目2償還金の2,533万8,000円は、平成27年度分の

国庫・県支出金の精算に伴う返還額を計上するものでございます。なお、財源として、前年度繰越金を計上しております。

続きまして、議案第53号、平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の39ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,470万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、40ページから41ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

46ページの歳出から申し上げます。

下段の款2保険給付費、目8居宅介護住宅改修費の負担金240万円は、改修件数の増などによる不足分を計上するものでございます。なお、財源としまして、保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金を計上しております。

続きまして、議案第54号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の50ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,061万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,060万3,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、51ページから52ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

56ページの歳出から申し上げます。

款1総務費、目1一般管理費の632万1,000円の減額は、非常勤職員1名の賃金92万5,000円、調定錯誤等に伴う過年度下水道料金の返還金11万9,000円が追加計上となっており、また公課費の消費税納入金につきましては、納入確定額と予算額との差額732万1,000円を減額計上するものでございます。なお、昨年度納入額も還付となりましたので、歳入として消費税還付金687万5,000円を計上しております。

続きまして、議案第55号、平成28年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の60ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ344万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,346万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、61ページから62ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございまして。

66ページの歳出から申し上げます。

款1総務費、目1一般管理費の公課費339万7,000円の減額は、消費税の確定納入額と予算額との差額分を減額計上するものでございます。また、昨年度納入額の還付金が208万2,000円となりましたので、歳入に計上しております。

続きまして、議案第56号、平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の70ページをお願いします。

第2条のとおり、収益的支出補正額283万7,000円を増額いたしまして、補正後の収益的支出予算総額を3億9,661万6,000円とし、第3条のとおり、資本的支出補正額833万8,000円を増額いたしまして、補正後の資本的支出総額を2億4,296万7,000円とお願いするものでございます。

72ページをお願いします。

下段の収益的支出につきましては、消火栓移設工事321万9,000円、及び県発注工事を施工するに当たり支障となる上水道管の移設について、仮設工事分195万5,000円を計上するものでございます。財源として、上段のとおり、受託工事収益を計上しております。

73ページをお願いします。

下段の資本的支出において、県発注工事を施工するに当たり支障となる上水道管の移設について、本設分の工事費805万7,000円を計上するものでございます。資本的収入では、上段のとおり、上水道管移設に対する補償金として県負担金497万5,000円を計上しております。

以上、議案第51号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてから議

案第56号、平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

金元議員。

○9番（金元直栄君） 大きく言って2点あります。

1つは、今回の補正の大きな一つの内容が職員の給与改定の問題だと思うんですが、今回の給与改定については、何によるもので、どのような状況にあるからということでの根拠というんですかね、それをちょっと示していただきたい。

また、今回、本町の改定の特徴があれば示していただけたらありがたいと思うんですが、この給与改定の中で、全体としては職員の減なんかがあって減額になっているんだと思うんですが、本来は増になるんだろうと思います。ただ、16ページの民生費で一般職給1,600万円減というのが出ているわけですね。これは保育士さんなんかだと思うんですが、これはちょっと大きいんで、やっぱりそれらも内容を示していただくとありがたいかなと思うんです。

2つ目です。町長の所信表明でも触れられていましたが、ことし11月には、広域連携防災ということで町内の各地区の自主防災組織で訓練を行ったということですが、その補正予算が出ているんだろうと思います。

13ページですけれども、自主防災組織活動費補助金44万5,000円。ただ、自主防災組織のいろんな活動の中で、年度当初、当面の活動資金というんですかね、をどうしたらいいのかというのが実際出されていたと思います。ところが、これに対して行政がどう対応するんかというのが自主防災組織任せではまずいと思うんですね。立てかえしとけでは。そこらをこれから、いわゆる本当に活動を自由闊達にやっていただくためにはどうしていくんかというのを、やっぱりこういう補正を出すときにはそういうことの反省も踏まえて提案理由の説明の中に入れてもらうとありがたいと思うんですが、そういう見方をどう考えているのか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、今回の給与の改定等につきまして、今、減額補正が出ているわけでございますけれども、まず大きなものについて述べさせていただきます。

まず、特に16ページ、金元議員さんおっしゃいました児童福祉施設費の給料1,600万円が減額されている大きな要因は何かということの説明させていただきますと、本年度、育児休業者が保育士のほうに数多く出てきたということから11名分の育児休業者がおられました。そういったところから1,600万、町の不要になってきたと。ただし、この方々につきましては、育児手当金が共済より支給されるといったことになっております。

ほかにいろいろなさまざまな要因があって、今回、一般会計のほうでは3,900万ほどの減額、あるいは特別会計を含めると4,000万を超える減額になったわけでございますけれども、それらについては、また共済負担金等々の減額も大きく響いているということです。これは、昨年と比べて負担率が1,000分の33.3から1,000分の16.7に変わったといったことから、当初3,000万を計上しておりましたけれども、約1,520万ほど、昨年と比べて減額をさせていただいていると。

また、その他の中では、退職特別の負担金の補正額等々がございまして、当初、勸奨者の3名を予定していたものが、9月末現在をもって1名であったことによって2名分を減額をしたといったものが大きな要因であるということでございます。

そういったことで、減額の金額の要因ということでございます。

それと、当初どのような活動資金の、自主防災組織の活動助成金——補助金ですね。それと自主防災連絡協議会の補助金につきましては、自主防災組織については活動費2万円、自主防災連絡協議会につきましては4万円というような取り決めで進めさせていただいております。ただ、今回、6ブロックの自主防災連絡協議会の中でさまざまなご意見をいただくことになっております。また、これは12月に開催を予定しておりまして、今後そういったことにつきましても課題としてしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元議員。

○9番（金元直栄君） いろんな私たちの思いもありますので、これは十分審議するために、ぜひ付託をして慎重な審議をお願いしたいと思っています。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

中村議員。

○14番（中村勘太郎君） ただいま金元議員の質問の中で、13ページ、またこちら

らの概要説明、5ページになりますか、今、自主防災組織の連絡協議会の話がありました。これにつきまして、この予算説明資料で見ますと、補正の理由というところで各自主防災組織に聞き取り調査を行った結果と。この聞き取り調査を行った結果、活動費補助金と、またあわせて資機材整備補助金の、これは理解できます。今までどおり、各組織がそういった資機材を要求したときに申告、申請し、そういった活動に対して、そういう備えに対して支給すると。これは理解できるんですけども、1点ちょっと、これに反対するものではございませんけれども、聞き取り調査を行ったというのは、これはどういう理由からどういうふうになったか。今、説明がありましたけれども、これはちょっと何でかなと。

それと、6ブロックが今回、この防災訓練をしたということでございますけれども、これらの事前準備として何か話を受けてされたのか。これになったのか。6ブロックの連絡協議会の訓練、これが行われたわけでございますけれども、これらのブロックの会長のほうから、組織のほうから、こういうふうな活動の支援というんですかね、これがあったのか。活動費補助金というのはどういうふうなあれなのか、支援なのか。これちょっと、今までこういうのがあったのかなということですけども、ひとつお願いします。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、今回の補正予算で計上しております活動費補助、それと資機材補助につきましては、やはり今まで、この11月ぐらいをもってまだ活動をされてない自主防災組織がございました。それと、活動の中で資機材の必要性の、まだお求めにならないところもございました。そういったところから、各活動を今後しっかりと実施していただくためにも、こちらのほうから各自主防災組織に確認をとらせていただきました。そういった面で、今後、この3月までに講習会とか、いろんなさまざまなそういった防災の訓練についてやりたいというお声がございましたので、そういったものを今回補正として計上をさせていただいた。また、そのときに、同じように資機材、ヘルメットとかそういったさまざまなものについてはどのような状況にあるのかということも、一つのアンケートといたしますか、そういった自主防災のリーダーのほうからもお声を聞いて、今後こういった形で取りそろえるのかということも含めて確認をさせていただいたわけです。そういったところから今回の補正になったということでございます。

それと、6ブロックの訓練でございますけれども、これは自主防災連絡協議会の会長がおられますので、その防災8ブロックのところに行かせていただいて、

そこの防災訓練について協議をさせていただいて、そこの地区ごとの特性を出した防災訓練をしていただくといったところでこういう実施をさせていただいたということでございます。

先ほども申しましたけれども、そういった今回初めて実施させていただいた経験を、やはり検証をさせていただきたいということで、12月中に各ブロックの会長、副会長に来ていただいて、その中で、いろいろな事例の中でしっかりと次年度につなげる防災訓練になるよう検証をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号から議案第56号までの6件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いをいたします。

～日程第10 議案第57号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第10、議案第57号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第57号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、本町の一般職及び特別職の給与等を改定するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） それでは、議案第57号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書83ページをお願いいたします。

まず、今回の条例改正の目的でございますけれども、ことし8月の人事院勧告を受け、本町の一般職及び特別職の給与につきましてもその内容に準拠するもの、及びそのほか軽微な部分についてもあわせて改正を行うものでございます。

改正条例は5条立てとしており、第1条、第2条は一般職の給与に関する条例、第3条、第4条は特別職に給与に関する条例、第5条は公益法人への職員派遣に関する条例の改正となっております。

それでは、改正内容についてご説明を申し上げます。

改正条例の第1条関係でございますが、一般職の勤勉手当、給料表等を改正するものでございます。

条例第2条以降において、平成26年度に廃止となった「寒冷地手当」の文言を削除するものでございます。

第19条第2項の規定による勤勉手当の支給率の改定でございます。第1号は、一般職について、平成28年12月期の支給率を、現在の100分の80から10引き上げ、100分の90にするものでございます。第2号は、再任用職員の勤勉手当につきましても、従来の100分の37.5を100分の42.5に、100分の0.5引き上げるものでございます。勤勉手当に係るものは、平成28年12月1日に遡及して適用するものでございます。

次に、84ページ、別表第2の給料表についてですが、これは改正後の給料表となっております。

人事院勧告による国の給与改定に準拠し、官民格差を埋めるための引き上げ改定を行うものでございます。引き上げ幅につきましては、平均改定率0.2%となっております。以上の改定につきましては、平成28年4月1日に遡及して適用するものでございます。

続きまして、89ページをお願いいたします。

改正条例の第2条でございます。

扶養手当の額及び平成29年度の勤勉手当の支給率を改正するものです。配偶

者に係る手当を現行の1万3,000円から6,500円に減額し、子に係る手当を現行の6,500円から1万円に増額するものです。それ以外の者、例えば父母、孫等に係る手当は6,500円のまま据え置きとなります。

90ページ中ほどの第19条第2項は勤勉手当の改正です。先ほど改正条例第1条で、12月期の支給率を100分の90とし、6月期は100分の80とさせていただきますでしたが、平成29年度には、6月期と12月期のそれぞれの支給率を100分の85に改め、均等にするものでございます。再任用職員の支給率につきましても同様に、100分の40ずつの均等配分とさせていただきます。

以上の改正第2条の規定につきましては、平成29年4月1日からの適用となります。

次に、改正条例第3条でございますが、特別職給与条例の改正を行い、期末手当の引き上げを行うものでございます。

平成28年12月支給分の支給率について、0.2カ月分を引き上げ、現行の100分の147.5を100分の167.5とするものでございます。

91ページ、第7条第2項、議員の期末手当支給率に関する規定の改定ですが、同じく12月支給分の支給率について、0.2カ月分を引き上げ、現行の100分の155を100分の175とするものでございます。

次に、改正条例第4条でございます。第4条第3項、町長等の期末手当支給率ですが、先ほどの改正条例第3条により、平成28年度12月期の支給率を100分の20引き上げ100分の167.5としましたが、平成29年度の支給につきましては、引き上げた100分の20を6月期と12月期に100分の10ずつ振り分け、6月期を100分の142.5、12月期を100分の157.5とするものでございます。また、議員の期末手当につきましても同様に、平成29年度から6月期と12月期に引き上げ分を100分の10ずつ配分するものでございます。

最後に、改正第5条、公益法人等への職員派遣に関する条例の改正ですが、これにつきましては、改正第1条と同様、「寒冷地手当」の文言を削除するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第57号を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第11 議案第58号 永平寺町防災行政無線整備工事の請負変更契約締結について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第11、議案第58号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負変更契約締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第58号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負変更契約締結について、提案理由をご説明申し上げます。

平成28年7月29日に議会の議決を得ました工事請負契約につきまして、請負金額が増額となりましたので、永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(齋藤則男君) 総務課長。

○総務課長(山下 誠君) それでは、議案第58号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負変更契約締結についてご説明を申し上げます。

議案書の94ページをお願いいたします。

変更契約の内容につきましては、当初の契約金額2億736万円に275万4,000円を増額し、変更後の契約金額を2億1,011万4,000円にするものでございます。

主な変更理由といたしまして、昨年まで、旧消防庁舎の通信室に設置してありました遠隔制御装置を用いて有線にて防災無線親卓と接続して防災情報を伝達す

ることができましたが、消防庁舎の移転により無線で操作できるように改修する工事、及び既存の防災行政無線の柱に添架されていた自治会所有の街灯移設による増嵩などが主なものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案はありますか。

討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第58号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負変更契約締結についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第12 陳情第3号 県民の利便性を最優先に、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第12、陳情第3号、県民の利便性を最優先に、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択についての件を議題とします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号を陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第13 陳情第4号 教員の働き方の改善に関する意見書採択について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第13、陳情第4号、教員の働き方の改善に関する意見書採択の件を議題とします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号を陳情文書表のとおり、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第14 議員派遣の件～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元の配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前10時59分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、明日11月26日から12月4日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、明日11月26日から12月4日までを休会とします。

12月5日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いをいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前10時59分 散会)